

草加市優秀建設工事表彰要綱

令和4年6月1日

決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注した建設工事（以下「市発注工事」という。）を優秀な成績で完成した受注者に対して表彰をすることにより、受注者の施工意欲及び技術力の向上を図るとともに、公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(表彰審査の対象)

第2条 表彰審査の対象となる工事は、草加市建設工事成績評定要領（令和3年4月1日施行。以下「要領」という。）第2条に規定する評定の対象となる市発注工事のうち、表彰年度の前年度に完成した工事とする。

2 表彰審査の対象となる受注者は、前項に規定する表彰審査の対象となる工事に係る草加市建設工事成績評定要領に基づく工事成績評定点が全て70点以上の受注者（共同事業体を含む。）とする。

(表彰の基準)

第3条 表彰の基準は、市長が別に定めるものとする。

(表彰の方法)

第4条 市長は、毎年1回、表彰状を授与する方法により表彰を行うものとする。

(候補者の推薦)

第5条 工事検査課長は、第2条第2項に規定する表彰審査の対象となる受注者の表彰を推薦しようとするときは、第7条に規定する審査委員会に草加市優秀建設工事表彰推薦調書（第1号様式）を提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、次条に規定する審査委員会の審査結果に基づき、被表彰者を決定するものとする。

(審査委員会)

第7条 市長は、表彰の可否を審査させるため、草加市優秀建設工事表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長、副委員長及び委員は、それぞれ別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第8条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員長は、審査委員会の会議を招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、工事主管課長を会議に出席させ、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 委員長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないときは、委員に合議することにより、当該合議した内容をもって会議の議決事項とすることができる。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、総務部工事検査課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する

別表（第6条関係）

区 分	職 名
委員長	副 市 長
副委員長	建 設 部 長
委 員	総合政策部長
	総 務 部 長
	都市整備部長
	上下水道部長

第1号様式（第5条関係）

年度 草加市優秀建設工事表彰推薦調書	
草加市優秀建設工事表彰審査委員会 委員長 様 草加市優秀建設工事表彰要綱第5条の規定により、次の工事を行った受注者を推薦します。	
年 月 日 推薦者 工事検査課長	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	金 円
契 約 工 期	年 月 日～ 年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
受 注 者	名 称
	代表者氏名
	住 所
	現場代理人
工 事 大 要	
推 薦 理 由	
添 付 書 類	1. 契約書の写し（当初及び変更） 2. 写真（工事概要のわかるもの） 3. 位置図・案内図